

令和5年3月1日スタート！

静岡県パートナーシップ宣誓制度の開始

くらし・環境部 県民生活局



1

静岡県パートナーシップ宣誓制度



誰もが理解し合える共生社会の実現を目指し、「ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくり」の取組として、県全域を対象としたパートナーシップ宣誓制度を導入

- ・ **3月1日の開始から**
15組が宣誓（3月22日現在）



2

静岡県パートナーシップ宣誓制度



お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が、県に宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明

※宣誓者には、宣誓書受領証及び受領カードを交付

法的な効力は生じないが、婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により、婚姻の意思はあっても婚姻の届出をしない、できない事実婚カップルなどの気持ちを尊重し、誰もが人生のパートナーと安心して暮らせる環境づくりを目指す。

3

制度の主な特色



- ✓ SOGI※の観点から、**性別・性的指向・性自認**を問わない

※SOGI（ソジ）：性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字からなる言葉で、あらゆる人の性のあり方を尊重する考え方。

- ✓ 希望に応じて、一緒に育てている**未成年の子**の氏名等を宣誓書受領証に記載

- ✓ どちらか一方が県内在住であれば利用できる

4

制度導入による効果



- ✓ 大切なパートナー・家族であることを、周囲に説明しやすくなる
 - ✓ 県営住宅への入居申込など婚姻カップルと同様なサービスが受けられる
 - ✓ 医療機関などでの病状説明などにおいて家族同様の取扱いが受けられる
- このほか、日常での様々な手続きが円滑になることが期待される。

5

宣誓書受領証を活用して宣誓者が利用できる県・市町の行政サービス（3月1日現在）



- ・ 県営住宅及び市町営住宅の入居申込
- ・ 県立病院等、公立医療機関での面会等における家族同様の取扱い
- ・ 身体障害者等に対する自動車税、軽自動車税の減免
- ・ 生活保護（県、市町）
- ・ DV相談（県、市町）
- ・ 住民票の続柄の記載変更（同居人→縁故者）（市町）
- ・ 定住促進奨励金（市町）
- ・ 職員の福利厚生（結婚休暇・介護休暇・結婚祝金）（市町）

※市町により受けられるサービスは異なる。

など

県・市町別のサービス一覧は、ふじのくにレインボーページで公開中



6

今後の展開



◆パートナーシップ宣誓制度を契機に

制度の周知・運用を通じて、ジェンダー平等や性の多様性への理解を促進

- **県民・事業者への集中的な広報、啓発**
 - ・医療・福祉関係者、不動産業者に対する啓発
- **教育、研修**
 - ・学校教育の場での学習機会の提供
 - ・職員研修（階層別、職種別、業務別）

宣誓者が利用できるサービスの拡大

- **県・市町での行政サービスの拡充**
- **民間サービスの利用も可能となるよう協力を求めていく**

7

性の多様性の理解促進等の主な取組



性の多様性に対する理解促進

- 県ホームページ「ふじのくにレインボーページ」の開設
- 公共図書館等での性の多様性に関する巡回展示（パネル、関連図書の紹介）
- 県職員向けレインボーガイドブックの活用
- シンポジウム、講座の開催

性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人への支援

- 専門電話相談「ふじのくにLGBT電話相談」
- 性的マイノリティ等のための交流会「いろいろにじいろ交流会」

性の多様性を前提としたルールづくり

- パートナーシップ宣誓制度
- 県公文書の性別欄の見直し

8